

仲裁法改正セミナーのご案内

経済取引の国際化の進展等に鑑み、我が国における国際仲裁の活性化を図る観点から、最新の国際水準に対応するために、暫定保全措置命令に基づく民事執行を可能とする制度を創設する等、仲裁法が改正されました。また、我が国における国際調停の活性化を図るために、「調停による国際的な和解合意に関する国際連合条約」（シンガポール条約）を締結するとともに、その的確な実施を確保するため、調停において成立した和解合意に基づく民事執行を可能とする制度を創設する「調停による国際的な和解合意に関する国際連合条約の実施に関する法律」（条約実施法）も制定されました。さらに、国内の調停についても、調停による和解合意に基づく民事執行を可能とする制度を創設するために、裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（ADR法）が改正されました。これらの改正法は本年4月1日から施行されています。

そこで、当時、法務省民事局参事官として、これらの改正法の立法作業に従事された福田敦裁判官からご解説いただきます。また、改正仲裁法及び条約実施法は、大阪地方裁判所に競合管轄を認めておりますが、大阪地方裁判所第4民事部谷口 哲也裁判官から、これら改正法に対応する大阪地方裁判所の新体制をご紹介いただきます。最後に、理解を深めるために、実務的な観点等、日本企業にとっての関心事項についてパネルディスカッションを行います。

裁判・仲裁に関係又は興味を有する企業の関係者、これらの企業をサポートする弁護士の方等、関係者多数ご参加くださいますようお願い申し上げます。

主催：公益社団法人日本仲裁人協会（JAA）関西支部、大阪弁護士会

後援：大阪商工会議所・京都国際調停センター

日時：2024年11月11日（月）午後2時00分～午後4時30分

場所：大阪弁護士会会館10階1001・1002会議室（定員60名）

参加費：無料

プログラム：

1) 開会の挨拶

林 尚美 弁護士（大阪弁護士会 副会長）

2) 仲裁法改正等についての解説

講師：福田 敦 裁判官（東京高等裁判所）

3) 大阪地方裁判所の体制

講師：谷口 哲也 裁判官（大阪地方裁判所）

4) パネルディスカッション

パネリスト：福田 敦 裁判官（東京高等裁判所）

小林 和弘 弁護士（日本仲裁人協会 関西副支部長）

モデレーター：前川 直輝 弁護士（日本仲裁人協会 関西事務局次長）

5) 質疑応答

6) 閉会の挨拶

児玉 実史 弁護士（日本仲裁人協会 関西支部長）

参加方法

次のURLまたは、右記のQRコードからお申込みください。※申込締切：11月7日（木）

<https://form.qooker.jp/Q/auto/ja/obakokusai1111/obakokusai/>

※会場が定員に達し、会館でご参加いただけない場合は、個別にご連絡申し上げます。

※会場での参加にあたってのご協力をお願い

- ・受付に消毒用アルコールを備えておりますので、ご利用ください。
- ・37.5度以上の発熱のある方及び体調不良の方については参加をお控えいただく場合がございます。あらかじめご了承ください。

※お申込みの際にご入力頂いた情報は、本イベントの事務連絡等に利用するとともに、主催者・共催者からの各種連絡や情報提供（eメールによる事業案内含む）に利用します。これらについては入力者に関係なく申込者ご本人が同意されたものとして取り扱わせて頂きますので予めご了承下さい。

